

令和2年第5回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年5月25日(月) 開会 午前 9時20分

2. 開催場所 入間市庁舎 AB棟 4階 大会議室

3. 出席委員(12人)

会長 12番 加藤博司

会長代理 6番 久保田勝

委員 1番 加藤敏夫 2番 中島敦夫 3番 友野秀一

4番 増田恒治 5番 齋木雅美 7番 細渕汎子

8番 中村 亨 9番 池谷昭二 10番 宮岡幸江

11番 吉川光彦

4. 欠席委員(0人)

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 3番 友野秀一 4番 増田恒治

第2 議案第1号 入間市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動について

議案第2号 入間農業振興地域整備計画変更に係る農業委員会の意見について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定
について

議案第7号 入間市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

山畑義行 貫井典扶 太間雅嗣

吉田竹雄 岩田 茂 中村義男

田嶋正明

平塚尚吾

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 吉野 博明

主幹 河西 多郎

9. その他の出席者

環境経済部長 長谷川 功

農業振興課長 新井 勝次

農業振興課主幹 新 宜之

農業振興課主査 西村 綾子

農業振興課主事 安藤 啓人

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員12名、農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第5回入間市農業委員会を開会いたします。

なお、本日は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が出されている状況でありますので、原則、農地利用最適化推進委員の出席は求めておりませんが、議案第1号及び議案第2号については、農業委員会全体での視点による検討も必要とされる案件でもあることから、議案第1号及び議案第2号のみ出席を希望する農地利用最適化推進委員の参加を認めております。

ただ、先ほども事務局からちょっと話があったように、希望される方はその後も残って、参加してもらえたらと私は考えているのですけれども、皆さん、いかがですか。

はい、どうぞ。

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

それは統一したほうがいいのではないですか。残れるなら残してくださいよ。残っても発言もできないような形では意味はないし、事務局は1号と2号は必要と言っているわけだから、いってもしゃべれないようでは意味ないし、しゃべれるのだったらいいかもしれないけれども、それは駄目ですという困るので、やはり会長と事務局のほうでまとめて、どっちかにしてもらったほうが、今日のところはね。今後はそうしないほうがいいのですけれども、今日のところは、ちょっとそれは一本化してもらったほうがいいと思うのですけれども、残っても発言できませんという話になったら意味ないですよ。

○議長

どうですか、ほかの皆さん。いいですか、今のご意見。

(はい。の声)

○農地利用最適化推進委員（岩田 茂君）

いいですよ。ちょっと私は、ちょっと都合があって、早く帰りたいというのがありますので、退席させてください。

○議長

では、今読み上げましたように議案第1号及び議案第2号のみ出席を希望する農地利用最適化推進委員の参加を認めますということで、いいですか。

(はい。の声)

○議長

出席する農地利用最適化推進委員は8名です。2名欠席です。

それでは、会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、3番、友野秀一委員、4番、増田恒治委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してあるとおりです。

なお、議事参与の制限の規定により、議案第2号9番は、5番、齋木雅美委員が、議案第2号10番は、7番、細渕汎子委員が、当該事案の審議開始から終了までと、議案第2号に対する農業委員会の意見集約の際には退席をさせていただくことになります。

また、議案第2号につきましては、入間農業振興地域整備計画の変更であることから、市農業振興課の職員に出席を求めています。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 入間市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

それでは初めに、議案の朗読をさせていただきます。

議案第1号 入間市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動について。令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）。

別紙1及び別紙2のとおり。

それでは、説明に入らせていただきます。

「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び活動計画（案）」につきましては、令和

2年3月24日に開催しました農業委員会総会において委員の皆様にご協議をお願いいたしました。

その際、幾つかの質疑がございましたが、案の数値等が変わる内容ではなかったもので、3月の総会で示した内容そのままを案としまして、市の公式ホームページ及び事務局窓口において公表し、地域の農業関係者の方から意見を求めました。

公表及び意見募集の期間は、令和2年4月9日から5月8日までの1か月間でございます。

この募集期間内に、この案に対して、農業関係者の方から寄せられた意見等はございました。

したがって、今月、事前に配付させていただいた資料の別紙1、「令和元年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び別紙2、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」とも3月の農業委員会総会でご審議いただいたものと内容は変わってございません。

本議案につきましては、別紙1及び別紙2の内容を農業委員会の令和元年度の最終的な評価と、令和2年度の計画として決定することについてご審議いただきたくお願いするものでございます。

今後のスケジュールになりますが、ご決定をいただいた場合は、この「活動計画及び点検・評価」について、来月、県を通じて国へ報告させていただきます。

また、併せて市の公式ホームページにおいても、その内容を公表させていただく予定でございます。

以上、説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

ただいまの件について、ご質問、ご意見等がありましたら。

はい、どうぞ。

○農地利用最適化推進委員（田嶋正明君）

電話でもちょっと確認はしたのですがけれども、ちょっと数値のところ、耕地面積ですね、耕地面積。843というのと、7ページ目の901.2というのがあって、片っ方は台帳の面積だということなのですが、このところで農業センサスというのをやりましたよね。

そのデータに基づく内容が耕地面積、これは数字がいろいろあるのだよね。管内の農地面積が843、901という。この辺の統一は今後されるのですか。

○事務局

こちらの活動の点検・評価は、活動計画の目標につきましての、その数字につきましては、国とか、こういうひな形でやりなさいということで決まっておりますので、この耕地面積ですとか、経営耕地面積、農地台帳面積というのは、幾つかの数字が併記されて、今後も続くものになりますので、農業委員会独自で、これを統一するという、こちらの調査で数字が同じになればいいのですけれども、やはりその調査ごとに数値が違ってきますので、入間市の農業委員会だけが、この数字を全部合わせるというのは、ちょっとできないような状況でございます。

以上でございます。

○議長

いいですか、田嶋さん。

○農地利用最適化推進委員（田嶋正明君）

しょうがないです、そういうことですから。何か釈然としないのだけれども、数字がいっぱいあるから。

○事務局

恐らくセンサスの数字というのが、例えば小規模の方には、多分調査は行かないと思うのですが、農家の、例えば調査した数字を拾って積み上げていきますので、その辺が、小さい方のものが、農地台帳ですと、小さい農地でも何でも全部拾いますので、その辺が差が出るのかなというふうには認識しております。

以上でございます。

○農地利用最適化推進委員（田嶋正明君）

分かりました。

○議長

ほかにありませんか。

（なし。の声）

○議長

では、次に進みます。

意見がないようですので、本件について原案のとおり承認することよろしいでしょうか。
賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

全員賛成です。

では、議案第1号は原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第2号 入間農業振興地域整備計画変更に係る農業委員会の意見についてを議題といたします。

なお、説明を担当する農業振興課職員の中には、当委員会への出席が初めての方もいらっしゃるようですので、農業振興課長から紹介をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○農業振興課

皆さん、こんにちは。農業振興課の新井でございます。このたびの人事異動によりまして、担当のほうがちよっと替わっておりますので、改めて紹介をさせていただければと思います。

○農業振興課

農業振興課、新です。昨年より引き続きよろしくをお願いします。

○農業振興課

農業振興課、西村と申します。本年度担当させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○農業振興課

農業振興課の安藤と申します。昨年度より引き続きよろしくお願ひいたします。

○農業振興課

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長

どうもありがとうございました。

本件は、入間農業振興地域整備計画の変更ですが、個々の案件について1件ずつ農業振興課より説明を受け、その都度皆様からのご意見をいただきます。

計画の変更に対する農業委員会の意見の集約については最後にまとめたいと思います。

それでは、議案の朗読を事務局にお願いします。

○事務局

それでは、朗読させていただきます。

議案第2号 入間農業振興地域整備計画変更に係る農業委員会の意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年9月26日農林省令第45号）第3条の2第2項の規定に基づき、農用地区域除外申出案件（令和2年4月分）に係る入間農業振興地域整備計画の変更について、意見を求めるもの。

当事者、土地の表示、地名、地番、地目、面積、除外事由、利用目的、その他参考事項の順に1番から11番まで読み上げさせていただきます。

1番、〇〇〇〇外1名、中神新狭山〇〇〇〇—〇、畑、349。自己用住宅。農地法第5条許可案件。

2番、〇〇〇〇、狭山台武蔵野〇〇〇の一部、畑、889のうち265平米。自己用住宅。農地法第5条許可案件。

3番、〇〇〇〇外1名、上藤沢庚申〇〇〇—〇の一部、畑、1,511のうち179.65平方メートル、同じく〇〇〇—〇〇、宅地、71.26、計250.91。自己用住宅。農地法第5条許可案件。

4番、〇〇〇〇外1名、上藤沢古平野〇〇〇—〇の一部、畑、1,586のうち265平米。自己用住宅。農地法第5条許可案件。

5番、〇〇〇〇外1名、上藤沢登戸〇〇〇—〇の一部、畑、889のうち416平方メートル。自己用住宅。農地法第5条許可案件。

6番、〇〇〇〇、〇〇〇、木蓮寺大久保〇〇〇—〇、畑、585、同じく〇〇〇—〇、畑、311、同じく〇〇〇—〇、畑、717、計1,613平方メートル。資材置場。農地法第5条許可案件。

7番、〇〇〇〇〇〇（株）、新久下新田〇〇〇—〇、畑、1,496、同じく〇〇〇—〇、畑、705平米、同じく〇〇〇—〇、畑、1,477平米、計3,678平方メートル。敷地拡張（資材置場、駐車場）。農地法第5条許可案件。

8番、〇〇〇〇〇（株）、宮寺小ヶ谷後〇〇〇—〇、畑、651。資材置場。農地法第5条許可案件。

9番、（株）〇〇〇〇、上藤沢向野〇〇〇—〇、畑、748。資材置場。農地法第5条許可案件。

10番、〇〇〇〇農業協同組合、上藤沢前原〇〇—〇、畑、1,234、同じく〇〇—〇、

畑、2, 655、同じく〇〇、畑、1, 590。同じく〇〇、畑、1, 776、計7, 255。事務所、農産物直売所。農地法第5条許可案件。

11番、入間市長、田中龍夫、寺竹南内野〇〇〇一〇、畑、259。敷地拡張（配水場）。農地法第5条許可適用外案件（法第5条第1項第8号、規則第53条第1項第5号）。

議案の読み上げにつきましては以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

それでは、1番について、農業振興課に説明をお願いします。

○農業振興課

農業振興課、西村です。よろしくお願いたします。

それでは、お手元に配付させていただきました入間農業振興地域整備計画変更説明書を御覧ください。

議案番号1番、1ページを御覧ください。除外申出地は、入間市大字中神字新狭山〇〇〇〇番地〇、面積は349平米で自己用住宅建築のための除外案件になります。

申出者は、現在、〇〇〇〇に居住していますが、〇〇〇〇〇に伴い手狭になってきたため、自己用住宅の建築を計画しています。場所は、将来の〇〇〇〇〇を考え、〇〇〇〇で土地を探しましたが、適当な土地が見つからず、〇〇〇〇〇が所有する土地を選定したものです。

計画地は、南に畑がありますが、進入を阻害することがないことから、農業上に支障はないと考えております。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

ただいま農業振興課から説明のありました1番の自己用住宅について、皆様にご意見を伺います。質問、ご意見等をお願いします。

はい、どうぞ。

○農業委員2番（中島敦夫君）

周りに住宅はあるのですか、ちょっと周辺が。

○農業振興課

はす向かいぐらい、南に1軒家はあります。結構工場とか、住宅は建っているところにな

ります。

○農業委員 2 番（中島敦夫君）

分かりました。

○議長

道の反対側、西側には結構何軒か建っていますね。東側に関しては、影響はあまり少ない。ほとんどないかな。

ほかに何かありますか。いいですか。

（はい。の声）

○議長

では、次に 2 番について説明をお願いします。

○農業振興課

続きまして、議案番号 2 番、8 ページを御覧ください。

除外申出地は、入間市大字狭山台字武蔵野〇〇〇番の一部、面積は 8 8 9 平米のうち 2 6 5 平米で、自己用住宅建築のための除外案件になります。

申出者は、現在、〇〇〇〇に居住していますが、〇〇〇〇〇に伴い手狭になってきたため、自己用住宅の建築を計画しています。場所は、市街化区域内で探しましたが、適当な土地が見つからず、〇〇〇〇〇〇に選定したものです。

計画地の周辺は、工場や住宅が点在しており、残された畑や隣接する畑についても進入を阻害することがないことから、農業上の支障はないと考えております。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

ただいま 2 番の自己用住宅について、皆様にご意見を伺います。ご質問等をお願いします。

（なし。の声）

○議長

なければ、次に移りたいと思います。

次に、3 番について説明をお願いします。

○農業振興課

続きまして、議案番号 3 番、1 4 ページを御覧ください。

除外申出地は、入間市大字上藤沢字庚申〇〇〇番〇の一部と〇〇〇番の〇〇で、面積は250.91平米で自己用住宅建築のための敷地拡張の除外案件になります。

申出者は、現在、〇〇〇〇に居住していますが、〇〇〇〇〇に伴い手狭になってきたため、自己用住宅の建築を計画しています。場所は、〇〇〇〇〇を考え、〇〇〇〇の近くを探しましたが、適当な土地が見つからず、〇〇〇〇の隣に、〇〇〇〇を増築するという形で建築するものです。

計画地は、現在〇〇〇、〇〇〇〇が居住する住宅を増築する形で、自己の畑への敷地確保を計画しておりますが、残された畑の利用についても農業上の支障はないと考えております。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

ただいま農業振興課から説明がありました3番の自己用住宅について、皆様にご意見を伺います。

これは齋木さんのところかな。

○農業委員5番（齋木雅美君）

うちの近くです。ただ、割と道路とかから見えにくいところなのです。現状、私もあれなので、先日ちょっと見に行ったのですけれども、周りはちょっと茶畑が一部ある状態で、あとは家に囲まれたような状態で、それほど周りの農地に影響のあるような場所でもないような感じでした。

○議長

大丈夫ですね。

○農業委員5番（齋木雅美君）

はい。

○議長

ほかに何かありますか。

（なし。の声）

○議長

なければ、次に移ります。

4番について説明をお願いします。

○農業振興課

続きまして、議案番号4番、21ページを御覧ください。

除外申出地は、入間市大字上藤沢字古平野〇〇〇番〇の一部、面積は1,586平米のうち265平米で、自己用住宅及び物置の建築のための除外案件になります。

申出者は、現在、〇〇〇〇に居住していますが、〇〇〇〇〇に伴い手狭になってきたため、自己用住宅の建築を計画しています。場所は、将来のことを考え、〇〇〇〇〇〇〇〇〇に近い場所がよいと考え探しましたが、適当な土地が見つからず、〇〇〇〇〇の土地に選定したものです。

計画地は、畑の北側角地にあり、残された畑や隣接地の畑への進入路を阻害するものではないことから、農業上の支障はないと考えております。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

ただいま4番の自己用住宅について、皆様からご意見がありましたら。

どの辺なのですか。

○農業振興課

健康福祉センターの東側。住んでいる方は、場所は〇〇〇。

○議長

〇〇〇だね、分かりました。

ご意見ないですか。

(なし。の声)

○議長

ないようですので、次に移ります。

次に、5番について説明をお願いします。

○農業振興課

続きまして、議案番号5番、28ページを御覧ください。

除外申出地は、入間市大字上藤沢字登戸〇〇〇番〇の一部、面積は889平米のうち416平米で、自己用住宅建築のための除外案件になります。

申出者は、現在、〇〇〇〇に夫婦で同居していますが、将来〇〇〇〇〇〇〇〇〇を考え、自

己用住宅の建築を計画しています。場所は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○ことから、○○○○に近い土地を探しましたが、適当な土地が見つからず、○○○○○○が所有している土地で、○○○○の隣接地に選定したものです。

計画地は、主要地方道川越入間線に面しており、残された畑や隣接地の畑への進入路を阻害するものではないことから、農業上の支障はないと考えております。

以上です。

○議長

どうもありがとうございました。

これもまた続けて齋木さんのところですよ。

○農業委員 5 番（齋木雅美君）

はい。近いです。こちらは川越入間線の道路に面したところで、周りにそんなに畑がなく、住宅のすぐ脇なのですけれども、特別問題のあるような場所でもないと思います。

○議長

分かりました。

ほかにご質問等ありましたら、いいですか。

（はい。の声）

○議長

では、次に 6 番について説明をお願いします。

○農業振興課

農業振興課の安藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、事案番号 6 番、資料の 3 4 ページからとなります。

除外申出地は、入間市大字木蓮寺字大久保○○○—○、○○○—○、○○○—○、面積は合計で 1, 6 1 3 平米、資材置場のための除外案件となっております。

申出者は、現在、○○○○○○地内において○○○○○をしており、○○○○○○○○○○○○○○○○○○において、事業で必要な車両や建設資材を保管しております。また、建設重機や残土等は施工現場で保管しており、現在手狭となっております。

また、○○○○○○○○○○○○○○○○○○したことから、新たに資材置場の確保が必要となっております。当初は、現在の事業所を拡張することを計画いたしましたが、土地の形状や所有者の同意が得られなかったことから、自己の所有する農地を含めた今回の計画地で事

業を行うこととなりました。

計画地の北側は圏央道で、南側が他者の資材置場に囲まれており、隣接する畑もないことから、農業上の支障はないと考えております。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

ただいまの件についてご質問ありましたら。

私から質問で、すぐ北側、圏央道の立ち上がりになるのか、養鶏場がどうか、問題になっていましたよね、一時。その反対側になるわけですね。

○農業振興課

そうですね。圏央道を挟んで反対側。

○議長

養鶏場があったよね。

○農業委員8番(中村 亨君)

ちょっと私存じないのですけれども、すみません。

○議長

このところは、今までも建設機械が置いてあった。

○農業振興課

そうですね。以前、相談をいただく前は、資材、残土等が、ちょっと置かれていたような状況だったのですけれども、ご相談いただく段階で、普通の畑の状態に戻していただいたところですよ。

以上です。

○議長

時たま、あそこ道が混んでいるときに抜け道で通るのですけれども、何かご意見ありましたら。ないですか。

(はい。の声)

○議長

次に、7番について説明をお願いします。

○農業振興課

続きまして、事案番号7番、資料の41ページからでございます。

除外申出地は、入間市大字新久字下新田〇〇〇一〇、〇〇〇一〇、〇〇〇一〇、面積は合計で3,678平米です。資材置場及び駐車場の敷地拡張のための除外案件となっております。

申出者は、現在、〇〇〇〇〇地内におきまして、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を営んでおります。現在の事業敷地が狭く、作業の動線が重複してしまうなど作業効率が悪い状態となっております。そのため、車両置場を移設し、作業場所を広く確保したいと考えております。そこで、隣接する農地所有者に相談したところ、承諾が得られたことから敷地を拡張し、事業規模の拡大を計画しております。

計画地は、現在営業する資材置場に隣接した形で敷地拡張を計画しており、隣接地の畑への進入を阻害するものでないことから、農業上の支障はないと考えております。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

どうですか。今の7番についてご意見ありましたら。

これは〇〇〇〇がずっとつながってあるのかね、申出地が。

○農業振興課

そうですね。

○議長

地元の久保田さん、どうですか。

○会長代理（久保田 勝君）

ここは横にも畑はほとんどないと思うので、畑への影響はないのかなと。

○議長

分かりました。

ほかに。問題ないということでしょうかね。

（はい。の声）

○議長

次に行きます。

次に、8番について説明をお願いします。

ているのが1件。

それから、2件目、50ページ、確かに〇〇〇置くような計画ではありますが、これはかなりきっちりと詰めた置き方ですね。〇〇〇〇〇で、その前の市道、もしくは申請地の奥、この48ページを見ると分かるのですけれども、申請地の奥に〇〇〇—〇〇という住宅があります。ここのところの通路の関係もありますし、〇〇〇〇〇〇の際に、この前の道を使って何かやるということはないですね。結構奥のやつを出すのに手間取ると思うのですけれども、〇〇〇動かさないと動かせない。その辺の説明はありましたか。

以上2件です。

○農業振興課

まず、2点目のお話の〇〇〇〇〇〇につきましては、東西、南の道路の部分を〇〇〇〇〇、奥に行きますと、〇〇〇〇〇出す場合は、多少は市道の部分をちょっと使わざるを得ないという部分はありますが、こちらの計画の図面のほうにも、敷地の全て、いっぱいいっぱい〇〇〇〇にはせずに、展開できる部分を多少は残すということで計画を伺っています。

○農地利用最適化推進委員（田嶋正明君）

長時間市道を使わなければいいのですけれども、周りが住宅なので、〇〇〇〇〇〇〇によって不便をかけるようなことはないように。

○農業振興課

市道のほうを占有したような形は取らないようにということで、お話は聞いております。

○農地利用最適化推進委員（田嶋正明君）

あとは、奥の住宅に対する徐行の確保ね。

○農業振興課

1点目の通学路の件に関しましては、特段は関係課のほうには、意見照会の中で、そういったものはいただいておりますので、今回農業委員会のほうで、意見ということで、そういった往来の危険性があるということで、気をつけるようにというような話はしたいと思います。

○農地利用最適化推進委員（田嶋正明君）

周りの住民から、とにかくあそこの車はスピードを出して危なくてしょうがないという意見は出ています。さっきの〇〇さんのほうには、私のほうから連絡が行っていますから、その案件は〇〇〇〇〇を通じて仲立ちでやってもらっていて、話はしておきますということだ

ったので、取りあえず様子を見守るということなのですが、農業振興課のほうでも許可するときに、通行に関して徐行するように、児童の通学路でもあるし、あそこは生活道路でもありますので、その辺の配慮があればなど。

○農業振興課

分かりました。

○議長

通学路として進入禁止みたいにかかっているところがありますけれども、そういうのは別にないのだ。

○農地利用最適化推進委員（田嶋正明君）

ないです。止まれとか、そういう標識はありますけれども、狭いのですよ。ここは車1台がいっぱいいっぱい。

○議長

農業振興課のほうで、また確認してもらったほうがいいね、これは。

○農地利用最適化推進委員（田嶋正明君）

取りあえず許可をする時点で、そういう話が出たということをお伝え願えればいいのかと思います。

○議長

伝えてもらうね。

○農地利用最適化推進委員（田嶋正明君）

はい。

○議長

そういうことでいいですか。

○農業振興課

はい。

○議長

それでは、次に移ります。

次は、9番ですが、議事参与の制限の規定により、5番、齋木雅美委員には、当該事案の審議終了まで退席をお願いします。

（5番 齋木雅美委員退席）

○議長

それでは、続けます。

9番について説明をお願いします。

○農業振興課

それでは、事案番号9番、51ページからとなっております。

除外申出地は、入間市大字上藤沢字向野〇〇〇一〇、面積は748平米、資材置場のための除外案件となっております。

申出者は、現在、〇〇〇〇で〇〇〇〇などの〇〇〇を営んでおり、〇〇〇〇〇に資材置場を賃借しております。受注件数が増加しており、事業を拡大したいと考えております。しかしながら、現在の資材置場は形も悪く、手狭となってきております。

そのため、現在の資材置場は、土地所有者に返還し、新たに資材置場を確保するため、候補地を探しましたが、適地が見つからず、本計画地の所有者に相談したところ、承諾を得ることができました。

計画地は、既に周辺が宅地となっているものであり、農業上の支障はないと考えております。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

ただいまの件についてご質問、ご意見等ありましたら、お願いします。

どうですか。いいですか。

(はい。の声)

○議長

ここで齋木雅美委員の退席を解除いたします。

(5番 齋木雅美委員復席)

○議長

次に移りたいと思います。議事参与の制限の規定により、7番、細渕汎子委員には、当該事案の審議終了まで退席をお願いいたします。

(7番 細渕汎子委員退席)

○議長

それでは、続けます。

それでは、10番について説明をお願いします。

○農業振興課

農業振興課の新と申します。よろしく申し上げます。それでは、事案番号10番についてご説明させていただきます。資料は56ページからになります。

申出者は、〇〇〇〇農業協同組合となります。申出地は、国道463号バイパスと市道幹58号線の交差する上藤沢南交差点付近の畑となります。地番が大字前原〇〇一〇、〇〇一〇、〇〇、〇〇、面積の合計が7,255平米の地目は畑となります。これに払下げ予定道路85平米を含めました合計7,340平方メートルが計画地の面積となります。

除外申出は、〇〇〇〇農業協同組合事務所及び農産物直売所の建設を目的としたものです。

〇〇〇〇農業協同組合では、近年の多様化する組合員のニーズに応えるため、事業運営体制の店舗再編、機能強化が検討され、支店人員配置の見直しや再編整備による店舗完結型の多機能サービス提供等が計画され、再編計画に基づいて今回の計画がされたものです。

計画では、入間市内、現在6支店のうち、今回は〇〇、〇〇支店について、相続、土地活用、営農事業等の各種相談業務の増加により、現在の職員数では対応が困難となり、人員の増員を検討しましたが、両支店ともに敷地の拡張、店舗の増築が不可能であったため、再編計画に伴って新たに用地取得による新店舗建設が必要になったものです。

また、事務所店舗に農産物直売所を併設することで、新たな協同組合活動の拠点として、一体的な利用が可能な敷地への建設が検討されたものです。

今計画地については、既存店舗から1キロメートルの徒歩圏内、市街化区域を中心とした、対象の抽出をしましたが、適地の確保が困難であったため、最寄り駅からの距離、必要面積、周辺の住環境などを考慮して土地の選定をした結果、今回の計画地を選定したものです。

計画地には、一部農地に隣接したところがございますが、道路に囲まれた区域、また周辺地域には飲食店、コンビニ等が点在する地域でもあります。また、隣接する土地の所有者からの同意を得られているもので、農業振興上、支障はないものと考えています。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長

どうもありがとうございました。

ただいま10番についてご質問、ご意見等ありましたら。

はい、どうぞ。

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

この点につきましては、私は5年前から、基本的には3年前からJAさんの意向だとか、市の意向を随分聞いてきているのですが、かなり疑義があって、納得できないことがたくさんあります。したがって、一部文書にしてみましたので、それを配らせていただいでよろしいでしょうか。

○議長

はい。

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

そうしたら、それに基づいて説明をさせていただきます。

○議長

文書を配るの。

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

ええ。24枚です。

（資料配布）

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

では、よろしいでしょうか。

○議長

お願いします。

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

この件につきましては、金子の地域においても、それから私推進委員としても、またJAのほうの〇〇としてもいろいろなことをやってきているのですが、5年前にこういう話が起こって、3年前に〇〇のほうから基本的な方針が、店舗の再編というのは示されたのですが、ただそれに基づいて入間市の案はどうするのという部分について、何も示されないまま、ここに至っている状況がある。

それらを全て総括したときに、果たしてこういうものでいいのかという部分がありますので、今回出されている議案が、ただ単にある一定の地域の農業の除外だけで済むかどうかという問題ではなくて、大局的に見てどうなのかという、入間の農業の振興についてどうなのかという部分のところと、単に農地に支障がないからということだけではなくて、入間の農

業振興について、どう思うかというところ、やはりJAさんと入間市に対しても、やはりその辺のところをしっかりと文書で求めたいというふうに思うのです。

それで、JAさんについては7項目、入間市関係については4項目にしてあります。ちょっと文書を読ませていただきますけれども、本件について、これがいいかどうかということよりも、今後の状況も踏まえまして、下記事項について文書での提出をお願い申し上げたいと思います。

まず、JA〇〇〇〇関係でありますけれども、本件は藤沢、豊岡地区に関する内容であるが、もとよりこの問題は、入間地域全体に関わる問題であるため、他の地域、宮寺・二本木、西武、東金子、金子を含んだ全地域の店舗計画書をお示しいただきたい。入間全体のものがないのに、なぜこういうものができるのかという部分があります。

2点目、今回のコロナの蔓延により、今後の市民生活や流通・経済に大きな変化が見られるが、それらを含めた新規事業の見直しについて検討結果をお示しいただきたい。今後の市民生活はどうなるのか。あるいは新しい事業がうまくいくのかどうか、そういう検討をちゃんとしてからあと、提案しているのか、という点が考えられますので、そこをお示しいただきたい。

それから、3点目として、入間地域における農業振興について、生産者と消費者の動向及び意向調査の内容をお示しいただきたい。今回〇〇、〇〇支店の関係と、それから直売所ということなのですが、生産者と消費者の動向、そういうものがちゃんと明確に調査した結果、ここにするのだという部分があるとは思いますが、そういう点の内容をお示しいただきたい。

それから、支店と直売所について、組合員の意見は十分尊重されるべきであります。入間市全体の組合員の意見集約、その対応並びにその取扱いについて、これまでの経緯を全てお示しいただきたい。

それから、5点目、支店と直売所は、基本的な機能に明らかな違いがあります。組織上、広域性、品目別の観点から分けた検討結果をお示しいただきたい。並びに今回の場合、支店の規模と直売所の規模を分けた場合、その適正規模をそれぞれお示しいただきたい。一緒にすることを前提とした計画そのものは、やはりこれでいいのかどうかというところが考えられます。

6番目、直売所は、現状の直売所、これは東金子にあります。今回の直売所について、今

後の在り方の検討結果及び入間市全域、全体を包括する大規模な直売所、その検討結果をどうしたのか、そこをお示しいただきたい。

それから、これは基本的な部分になると思うのですが、7番目、今後の金融と営農に対する基本的な考え方をお示しいただきたい。また、国、金融庁、農林水産省からの指導について、それに対応する基本姿勢をお示しいただきたい。金融に対してどう考えているのか、営農に対してどう考えているのか、このところがぐらぐらしているようでは何にもならないと思います。この基本的な部分のみ7点やりました。細かい部分については、まだまだたくさんありますけれども、取りあえずこの時点で検討する内容については、ここかなというふうに思っておりますので、JAさんについては、この7項目について文書で求めたいと思います。

それから、入間市関係について、農業振興課に対するものです。1番目として、市の農業振興策は何を、どこを中心に展開しようとしているのか。また、今後の農業政策に関する基本姿勢をお示しいただきたい。入間の農業をどうしていこうとしているのか、基本的姿勢を示していただきたい。

それから、2点目、農地を守るという市の考え方をお示しいただきたい。特に現在、人・農地プランが包括的で、今後の具体策を検討中の現在にあって、今後の進め方をお示しいただきたい。

3つ目、本件について、〇〇〇〇との打合せ及び調整経緯をお示しいただきたい。特に直売所主体から新支店主体になった経緯を聞きます。昨年まで直売所中心で、店舗は附属物だといったのが、今回の内容については事務局が先で、直売所が後になっていますが、この辺の、なぜそうなったのか、その辺の経緯というのをしっかりと見極めたいと思います。

最後に4点目、入間市として、農業関係団体をどう指導し、入間市の農業を推進しようとしているのか、現実的な状況をもとにお示しいただきたい。現在進められている農業振興等、またコロナに対する部分もありますけれども、農家人口、生産者に対してどういうふうに支援していった、行政としてどう対応していくのか。そういった基本的な中で、部分的なところだけやっても意味がないと思うので、JA関係7点、入間市関係4点、これを全部文書で求めます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

これは入間市関係のほうは、今、農業振興課の職員がいるので、ある程度答えられるかなと思うのですが。

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

いいです、答えなくて、今は。

○議長

文書で出してもらおう。

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

今、答えられる問題ではありません。口頭で答えられる問題ではないと思います。

○議長

どうしますか。ちょっと待ってください。今の吉田さんの提案に関して、もうちょっと話を、いろいろな意見を出したほうがいいかな。それとも次に行ってしまいますか。

○農業委員4番（増田恒治君）

出したほうがいいと思います。皆さんの意見を聞いたらいいいと思います。

○議長

どうですかね。今、吉田さんからの提案、農協に7つ、市役所に4つということで、この提案に関して、皆さんの意見は。

はい、どうぞ。

○農地利用最適化推進委員（岩田 茂君）

すみません。吉田さんの、私が言おうとしているところと、この点がすっかり入って、それ以上に吉田さんの質問事項がいっぱいあって素晴らしいものだと思うのですがけれども、私も直売所は、今のところでもいいと思うのですがけれども、支店は、利便性や地域の、〇〇の人は、そんなには考えていないと思うのですがけれども、〇〇地区の方が、大分抵抗があるのではないかと考えています。利便性を考えれば、いま少し豊岡地区に寄ったところに別に設けたほうが理想的かなというふうには思っています。店舗を分けるということは、直売所と支店を新たにまた求めるということになると思うのですがけれども、できれば、そのほうが理想ではないかと私は考えております。

○議長

この計画では、ちょっと無理があるという。

○農地利用最適化推進委員（岩田 茂君）

理想的ではないということだね。

○議長

宮岡さん、意見を。

○農業委員 10 番（宮岡幸江君）

支店の統廃合というか、そのことに関しては、農業者の方の、組合員の方のご意見をまとめてやるべきだと思うのですが、一般的に一消費者だったり、市民からしたら、やはり私なんか今子育てしているお母さんたちに向けても、人間の農業というものを、本当にもっと知らせたいなと思っていますし、その点ではちょっと今回の、これに関して直売のほうのことで、ちょっと聞きたいなと思っていますことはあります。

例えばこの場で直売所をやるとすれば、国道 463 号バイパスの交差点、つまり上藤沢南交差点の、本当に何メートルも離れていないところに、これができるわけですが、今あそこの渋滞という、南交差点のところの、所沢から来るほう、それから入間市から所沢のほうへ行く者、そして駅のほうへ曲がるところは、ひどく混雑するのですね、いつも渋滞です、あそこは。そこに結構大きなものを造るとなると、そういう交通量のこと等はちゃんと考えられているのかというのと、それから藤沢南小と、それから上藤中の子供たちが通るところだと思うのですが、先ほどもナンバー 8 のほうのあれでもありましたけれども、子供たちの交通安全のことは、とても気になることです。

それと、支店のほうのことは、私には分かりませんが、直売所をするに当たって、今この時期に、これから造るのであるならば、もうちょっと駐車場は広くてもよいのではないと思うのです。今 128 台となっていますけれども、支店を統合したら、職員の台数だけで 35 台は取られるというふうに、こちらの資料のほうにありますけれども、そうすると、93 台しかないのですよね。それで、狭山の堀兼のほうにある直売所とか、それから川越とか、日高とか、あちらのほうの駐車場は 100 台を超えていますよね。狭山は 175 台、大型バスまで入れるようになっていますし、川越は 135 台、日高のほうは 104 台というふうに直売所だけでも、そのくらいの、つまりこれから運営していくに当たっては、消費者に対しての、そういうことも配慮する必要があると思いますし、あそこの上藤沢の出るということは、所沢方面の方たちの消費も考えていると思うので、そういう点ではすごく中途半端な広さでのことしか考えていないというふうに私は思っています。

入間の農産物を本当に広めたいと思っている一市民としては、新しく藤沢のほうへ出るということに対しては、今の小谷田よりも、もっと広く、いろいろ利用者はいるかなと思うのですが、もうちょっと消費者というか、そこを利用する組合員以外の方たちが、そこに出入りすることを、もうちょっと考えていただきたいなと思いました。

○議長

吉田さんのこの意見はあれで、今の宮岡さんの意見に対しては、農業振興課で答えられることは。

○農業委員10番（宮岡幸江君）

すみません。地域住民への説明会というものは、もう終わっているのですか。

○農業振興課

そういった事業の内容の、地域住民説明会等は、市のほうでは特に行うものではありませんので、事業主さん、農協さんのほうで行うのであれば行うと思いますが、市民への説明会というのは、特に聞いておりませんで、農協の組合員さんへの説明会はやったというふうには聞いていますけれども。一般の消費者、市民向けのものには特に聞いておりません。

○農業委員10番（宮岡幸江君）

地域住民の人たちの、これだけの、今だって100台を超えている車の出入りを考えているのならば、地域の人たちの、先ほども言いましたけれども、子供たちのこととか、生活している人たちへの交通安全等も考えれば、指導というか、市としての指導も必要なのではないかと思いますけれども、そういうことは考えていないのですか。

○農業振興課

この計画をするに当たっては、開発サイド、交通、防犯、そういった関係各課の意見も聞きながら進めている計画でございます。

先ほど駐車場が狭いのではないかとというようなお話があったかと思いますが、支店、それから直売所、その規模、それから安全性だとかということを考慮し、必要最小限ということで、計画をされ、安全性にも配慮した形での台数を設定したというふうに聞いております。

○農業委員10番（宮岡幸江君）

中の広さの中でも、車を置きやすいなどというのは、確かに書いてありましたけれども、道路に出るときの、例えば入ってしまったら右折というのは、かなり難しいですね。交差

点がすぐですし、あそこは車が並んでいます、いつも。そうなると、左折で出ていくということとか、いろいろなことを、交通量を含め、ちゃんと調べて、この場で経路ということも含めて、しっかりと、やはり市とすると指導する必要があるのではないかなと思いますが、組合員さんだけではない問題だと思うのです、地域住民に関しては。交通量、確かに便利にはなると思うのですけれども、その交通での安全面、今は車社会ですし、そこはやはり地域住民の方にしっかりと理解してもらい、安全確保できるような方法を、やはり市としても指導していただきたいなというふうに私は思います。

○議長

これは吉田さんの質問に対して微妙に関連してきますよね。

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

そうですね。

○議長

それは一緒に答えてもらえればいいか。

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

もちろん、私がやったものについて、意見があったら、どんどん付け加えて文書にしてくださいよ。口頭だと、すぐ流れてしまいますので、みんな。

○議長

たしか増田さん、さっき手を挙げましたよね。

○農業委員4番（増田恒治君）

私、〇〇支店の、この件に関しまして、〇〇〇をしまして、こういう具体的な説明がないまま、早く言えば、私たちは説明会を聞いたわけです。それで、決を取られたのですよ。その後、状況が変わってきました、そのときには皆さん、しょうがなく賛成したのだけれども、こういう具体的な話は何もないで話になった中で、その後、ほかの方たちから、〇〇へ行く場合は約4キロ、直線で。〇〇へ行く場合は約3キロ、〇〇〇支店へ行く場合は3キロなのですよ。

そうすると、〇〇支店を利用するのは、〇〇よりかえって〇〇〇支店のほうが便利ではないかというふうに皆さん言い出しているのですよ。ですから、〇〇は4キロ、1キロ距離が違いますので、その辺も含めて農協さんにもっと具体的に、組合員に、きちんと説明していただきたいのですよ。こういう話は全然出ていないのですね、話合いの中で。これを見たら、

皆さん全員反対に回ってしまいますよ、多分。

それから、もう一つ聞きたいのが、前回4年前か、5年前に出たということなのですから、そのとき何で許可できなかったのか、その辺のところも聞きたいということです。

それから、農産物直売所が主なのか、金融が主なのか、その辺のところも聞きたいのですけれども。

○議長

今の増田さんの意見、要するに本当に5年前なの、出てきたのは。よく分からないですけれども、その間になかなか許可が下りないで、あるいは農業委員会に回ってこないというのはあったのですけれども、今まで時間がかかったのは、どんなことで時間がかかったのですか。

○農業振興課

具体的な相談というのが、5年前というのは、ちょっと私は存じ上げてなくて、具体的に窓口とか、資料をいただいているのは、2年前からと理解しております。だから、平成でいうと30年度、ちょっと具体的にいつとかというのは分からないのですけれども、平成30年度ごろから窓口とか、そういったところでご相談いただいているところでして、具体的に大体2年ぐらいかかっている理由としましては、私が相談を受けているときからは、複合の直売所と支店が、もともと一体型のものだったのですけれども、その市の開発建築課のほうの許可の基準に合致するような建物とか、敷地の設定で、結局1年ぐらいい相談は長くやっているような状態です。それで、時間がかかっているというのはあります。

○議長

要するに農業振興課としては、すぐ返事ができにくい案件だったのですか、案件というか、案だったわけですか。

○農業振興課

農業振興課というよりは、建物そのものの大きさとか、配置とか、そういったトータルの開発上の許可の、ちょっと詳しいことは分からないのですけれども、そういった要件に満たないとか、そういったほうの調整で図面を描くのに時間がかかっていたという印象です。

○議長

増田さん、いいですか。

○農業委員4番（増田恒治君）

それから、何ですか、〇〇支店は藤沢より東金子へ行ったほうが近いのと、東金子は駐車場もうんと広いのですよ。その辺も受け付けた考え方はどうなのですか、農業振興課で。

○議長

ちょっとふと思ったのですけれども、市役所の地図データがありますね。いるまっぷ、あれで測ってみたのです。そしたら、さっき増田さんの言われたのは、ちょっと数字が違うのですけれども、昔の入間市農協本店、中学校の前にありましたよね。あそこを起点に東金子までは2,010メートルぐらいです。かなり直線で行けるのです。今度できる藤沢までは、やはり3,010メートルぐらいだったかな。だけれども、行くのにこうやって行くのです。だから、1.5倍はあるなど、4キロ半はあるなど。〇〇〇支店は2キロ二、三百から半分ぐらいの距離で行けるところなのです。直線の数字ですから、2キロから3キロというのはね。いるまっぷは結構便利にできているもので、時々使っています。

はい、どうぞ。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

農業委員としては農地を守ること、農業振興課としても同じだと思いますけれども、今回の件は非常に面積が大きいと。それで、どこかを見つけて見つからなかったと書いてありますけれども、〇〇支店と〇〇支店が統合しても、店舗面積であれば代替地、ここではなくて、ほかに見つかるのではないかなと思います。

今回は、直売所と一緒につくろうとしている、そのために莫大な、大きい面積が必要なわけなので、それとして見つけるということであれば、見つからないのかなと思うのですけれども、まず直売所は、必ずしもここでなくても、今、全国的に見ますと、車で皆さん移動しています。そして、あと特産物でおいしいもの、そういうもののお店等が集まったところに、結構人気があるところは、そういう全国では直売所ができています。そういうことも考えて、直売所と事務所が一体でなくても、ほかのところへ造れるのではないかなと思います。ですから、今回の〇〇支店と直売所が一緒になくてもいいかなと思います。

ましてあそこのところの場所というのは、東京から来たときに狭山茶、お茶の生産地ということで、確かにあそこが、一番お茶がちょうど目立つところかなと、場所的にですね。そのために、この農地を必ずしも店舗にしてしまっているのかどうかということで、先ほど吉田さんから市のほうに要望がありますけれども、こういう農地を農業振興課としては、どういうふうに守っていかななくてはいけないのかと、そういう考えをちょっと教えていただき

たいなと思う次第です。

以上です。

○議長

吉田さんから提案の、要するに文書で返してもらおうと、そこらあたり含めてもらってと取っていいですか。

○農地利用最適化推進委員（太間雅嗣君）

はい。それで結構です。

○議長

さっきたしか増田さんのときに山畑さん、何か言いたそうな顔していましたけれども。

○農地利用最適化推進委員（山畑義行君）

特にないのですけれども、先ほど宮岡さんからも質問が出ていますけれども、それに対して、文書できちっと、吉田さんのこともありますし、それできちっと返事をしていただきたい。

それで、私が思っていることは、先ほど皆さんに言っていただきましたので、それでお願いしたいと思います。

○議長

ほかに。

はい、どうぞ。

○農業委員1番（加藤敏夫君）

この件についてなのですけれども、私は〇〇をやって、10年前になりますけれども、この大型直売所を造るということに関して、〇〇として、入間市の皆さんと随分いろいろ検討した経緯があるわけです。木下市長さんのときからも、どこかいい場所ということで、お願いした経緯があるのですけれども、そのときどうしても大型直売所としての面積、場所と大きさ、それぞれ制限されることが大分あるのです。

直売所だけを考えた場合に、いろいろ話が出たのですけれども、金子の茶畑が見えるところがいいのではないかとか、いや、もっと交通が便利なところがいいのではないかというふうな意見が随分出て、最終的に今この藤沢の場所より南、国道の、〇〇さんの土地ですけれども、あそこが1ヘクタールぐらいあるので、そのところも候補に挙がって、大型直売所を造るのだったら、どうしても入間市の農家だけでは、ちょっと持て余すのではないかとい

うことで、所沢の三ヶ島地区ですか、そちらさんともいろいろ協議して、ではその中間点にしたかどうかということで、これは個人名を出していいのかわからないですけども、その前に〇〇さんの土地がありまして、それが1ヘクタールぐらいありまして、〇〇さんも、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇してしまったりして、ほとんど草になっていたのです。

だから、そこに造ろうかということで、地主もオーケーしたのですけれども、実際問題として、そこへ造るに当たって、いろいろコンサルタント関係の人にも頼んで調査してもらった。そしたら、先ほど宮岡さんが言われたように、あそこは交通量が激しくなるところだから、出入りに非常に苦勞するからということで、ちょっと規模が大き過ぎるし、ちょっと無理なのではないかということで、断念した経緯があるのです。

今回のことに関して、いろいろ聞いているのですけれども、農協の統廃合に関しては、やはり農協独自の農協自己改革というのですか、そういった関係で支店をなくしていくという、統廃合して、最終的には入間市内に現在7店舗あるのですけれども、〇店舗にするというようなことは、ある程度方針としては決めているようなのですけれども、どういったふうにやっていくかということに関しては、私なんかも〇〇として出ているのですけれども、いろいろ地域、地域のことがあるので、何とも言えないのですけれども、西武に関しては、一応黒須支店と統廃合が決まりまして、5月から事務を進めている形なのですけれども、そっちに関しては、農協さんの意向であるので、この内容で、また説明があると思うのですけれども、こっちの説明、理由書なんかも読ませてもらったのですけれども、今日は〇〇と〇〇ということが中心で考えているようなのですけれども、やはり直売所と並行してということだと、やはり入間市の中での農協で、どうしても直売が、なかなかいい場所がないわけですよ。今、東金子のところにあるのですけれども、あそこも少し引っ込んでいるものだから、なかなか地元の人の直売所としてはいいのだろうけれども、規模を拡大していくためには、ちょっと寂しいという感じで、そこを打開するために、こういう支店の統合を含めて考えていけば、ある程度できるのではないかという形で多分進めていると思うのですけれども、この点については、体制的には、だからやはり理事なり、部長なり来てもらって、文書と、ちゃんとした説明をしていただいたほうがいいのかなという感じもする。

○議長

先ほどから意見のある直売所と支店は別々のほうがいいのではないかという意見が結構出ていますけれども、その辺に関してはどう思われますか。

○農業委員 1 番（加藤敏夫君）

だから、先ほど言ったように、前に別の場所を、これは新しい理事が考えることだと思うのだけれども、先ほど私が言ったような、なかなかいい条件の場所というのは非常に難しいという点だと思うのです。だから、場所としては、現在のところというのは、多分皆さんある程度、直売に関してはいいのだろうと思うのですよ。ただ、宮岡さんが言われたように交通関係が非常に厳しくなる。

○議長

支店と直売所が一緒の場所というか、別々でもいいだろうという、さっきから意見が出ていますけれども、その辺に関しては。

○農業委員 1 番（加藤敏夫君）

私は、一緒でもいいと思うのです。実際に飯能市なんかは、直売所と事務所と、事業所と一緒にしていると思うのです。あるのだけれども、だからうんと大きい直売所にするというのだったら、またこれは別な考えにもなってくるだろうと思うのだけれども。

○議長

はい、どうぞ。

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

ちょっと加藤委員に反論するようではすけれども、誤解があつてはいけないと思うのですが、2年前に、この〇〇のほうから統廃合しますよという案が示されたのですよ。その示されたときに、その案を作ったのは、JAの〇〇のほうで作った計画案だけなのです。まとめちゃうよというのは。入間市は入間市の案として作ってはあったのだけれども、それも提出されましたけれども、それは消えて、これは〇〇のあなたの方が作ったものですよと聞いたらそうですと。では、今後どうなりますかといったら、地域、入間市なら入間市地域全体の組合の意見総意で、入間市案が示されれば、それを尊重しますといったのが原点です。

ところが、今のところ、うまくいったところというけれども、それは望まれたところであつて、西武と黒須というのは。では、〇〇と〇〇という、そういうところはいいけれども、そうでないところは一切回答していませんからね、まともに。それなら入間市全体ですよ。だから、支店については、それは農協かもしれません。でも、直売所については、消費者がいて市民がいるわけですから、市はやはり責任を持つべきなのですよ、直売所を造るという部分については、農業振興について。生産者のことを考え、市民のことを考え、どうすれば

いいか。

支店は、どうなるかという、今回の場合は〇〇と〇〇だけの支店でしょう。そこが営農で全部を統括できるわけではないではないですか。あそこに入間市全体の統括支店ができるということであって、そこが入間市全体の直売所なんかもやりますよというのだったら意味は分かりますよ。そうではないのです、これは。だから、ここのところが一緒であればどうのこのというの、もう詭弁ですよ。そこのところをちゃんと見極めなくてはいけないと私は思います。だから、私は文書にしてほしいと言ったのですよ。言葉で言えば、どんどん流れてしまいます。だから、私は文書で要求します。

○議長

吉田さん、〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇だっけ。

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

そうです。

○議長

〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇がたまたまいますので、吉川さん、意見がありましたら。

○農業委員 1 1 番（吉川光彦君）

何かいろいろな説明のステージがいっぱいあって、この日が来て、さてさてと思うのですけれども、僕はちょっと会長に仕切ってもらったほうがいいかなと思うのですけれども、農業委員会は適用除外の、農地を守る立場で考える、原点は、それはそれでいいのですけれども、どこまで、どういう範囲で、これは意見を求められるから意見を言えるのかということこの確認をお願いできますか。何かいまちはっきりしないのですけれども。

○議長

もうちょっと具体的に言ってもらえると。

○農業委員 1 1 番（吉川光彦君）

つまり、例えば J A の店舗再編計画に意見具申はできない。あくまで農地を我々はテーマに絞るわけですから、そうした場合、この計画は駄目だ、農地のままのほうがいいのかというのは最終意見でしょうけれども、そういう範囲は、どこまでが守備範囲なのかなって、ちょっと事務局長にはあれだけれども、どうなのですか。

例えば普通の住宅の転用案件であれば、周辺農地への影響はないので、特に農業上の支障はないという意見が言える。でも、今回の場合は、もっと規模が大きくなるので、いろいろ

な思いが込められているので、その辺の確認です。

○議長

これがマニュアルです。これでいきますと、この今やっている会議は、市が行う整備計画の変更に伴う意見聴取ですと書かれています。これは後で読もうか読まないかと思って、眺めていたのですけれども、意見聴取です。最終決定権は市にあるのかな。

○農業振興課

市の計画です。

○議長

ただ、それに意見を言うことはできるわけですね。そんなふうに考えてもらって、答えになっている。

○農業委員 1 1 番（吉川光彦君）

その範囲がどこまでなのかという、意見の範囲がね。

○議長

久保田さんのところも東金子だとか、〇〇は、農協のことですから、今、吉川さんに注意されたように、あまり踏み込んだことは、ちょっと無理なのですから、農家として。

○農業委員 5 番（齋木雅美君）

藤沢としては、地元には造る予定ということなので、利便性は上がってくるので、確かに交通量の問題はありますけれども、藤沢地域としては、それほど、そういう問題として重要視は、多分皆さんしていないと思いますけれどもね。ただ、内容的にもう少し煮詰まった状況で話が進んでいるものだと思っていましたので。

○議長

農地が潰れることに対して、平塚さん、推進委員としてどうですか。

○農地利用最適化推進委員（平塚尚吾君）

そうですね。まず、吉川さんの言われたことも引かかるのですけれども、その農業委員会として、どこまで踏み込んでいいのか。ただ、この議案で上がっているのは、農地の転用というか、そういう許可を出す場合の話だけであるならば、ここで話していることというのは、農協の内部で、組合員さんがまとめて話すことなのかなということですね。

ちょっと話は戻って申し訳ないですけれども、藤沢にできるというのは、やはり地元の自分たちからすると、今まで支店でも、そういう説明はありましたけれども、結局自分たちに

としては近くで便利がよくなるので、地域の人たちとしては、別に反対するような案件ではないのですけれども、ただこうやって掘り下げて話を聞いてみると、全体からすると、ちょっと問題はあるのかなという部分と、あとこの直売所って経営してくとすると、いろいろ入間市の地場の野菜だけでは成り立たない部分というのも結構あって、なかなか難しい話ではあるので、経営と理想を含めた話で持っていくと、相当難しい話なのですけれども、それはだから本当は各地域の農協の支店内でもっと煮詰めてからの話をすればいいのではないかなと思います。ちょっとまとまりませんが。

○議長

東金子はどうですか。

○会長代理（久保田 勝君）

東金子は、支店として、〇〇支店、〇〇支店と直接付き合いがないから分からないのですが、どこまで言えるのか、直売所に関しては、前は農協はもっと大きいのを造るような話を聞いていて、それだとちょっとここだと、私とか、あと金子のほうの農業者の意見だと、交通量が、直売所に品物を出すのに時間がかかる、ちょっと藤沢だと。届けられないという。それは農振除外の意見とちょっと違うのかもしれませんが、生産者なんかからは、そういう意見は聞いています。

○議長

今の久保田さんの意見にあれして、木蓮寺のほうの、例えば中村さんも代表ですけれども、農家の意見を聞いていますか。

○農業委員 8 番（中村 亨君）

もう一回言ってください、ちょっと。

○議長

木蓮寺のほうの代表で、今のところ出ていますよね。

○農業委員 8 番（中村 亨君）

はい。

○議長

あちらの農家との付き合いの中で、この直売所の件に関しては何か話題になったことはありますか。

○農業委員 8 番（中村 亨君）

話題というのは、直接は聞いていないのですけれども、どう見ても、今の入間のところに出荷している生産者は、遠くなれば行けなくなると。それは金子の生産者にとってプラスでないのは確かだと思いますけれども、それとあと一つ、私の意見なのですけれども、理由書も読ませてもらったのですけれども、突っ込みどころ満載で、まだ詰めが基本的に甘いのではないかと思うのです。

だから、僕の考えとしたら、こういう細かいことをいろいろやれば、幾らでも意見が出てくると思うのですけれども、吉田さんの意見の中にほとんどが多分入ってしまっていると思うので、そんな形で、こういう文書で出してもらいたいのかなと思いますけれどもね。

J Aの統合については、J Aの理事さんが民主的に決めることでしょうか、それについては言いませんけれども、直売所が絡めば、それは生産者に直接関係することですから。

○議長

ありがとうございました。吉田さんが最初に提案されて、こんなふうな、これを意見といいますか、市とか、農協から文書を返してもらおうとなると、農業委員会としては、今日は結論を出せないような感じなのですけれども。今日は、結論は出さないと困るのですよね。

○農業振興課

今回お願いしているのは、計画の変更という、11件集まった中での、変更のご意見をいただきたいということで出させてもらっています。個別に11件ありますけれども、計画書ということからすると、全てが駄目なのかというところになるのか、そこら辺確認はさせていただかないと、正直ほかのものも引っ張られた形になってしまうのか、そこら辺で農業委員会さんとしてのご意見をいただければとは思っています。

○議長

今までの例からいったら、今日出てくる11件全体、オーケーですか、駄目ですかというあれなのです。だけれども、個別に、これだけ意見が出ているとなると、個別の賛成か、反対かというような感じのことで、さっき吉田さん、手を挙げた。

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

どちらにしても、これは一括で認めろというのは、あまりにも無理がありますよ。だから、1件ずつ説明しているし、1件ずつ質問もしているわけだから、11件あるけれども、このうちの10件は認めるけれども、1件は駄目ですという形で、これは戻すべきだと思います。そういう形が取れるべきだと思います。

○議長

今までこういった指摘はなかったですね。

はい、どうぞ。

○環境経済部長

今回11件ご審議をいただいております。セオリーでいけば、全体お認めいただけるかどうかというご意見を賜ればと思っておりますが、非常に10番目の事項については疑義といえますか、いろいろ皆様思うところがございます、これはJAさんとの、これからの農業振興課なり、環境経済部とのやり取りになるのですけれども、1件を除いて10件だけでも了ということいただければ非常にありがたいかなと思います。

○議長

分けて考えてもいいということですか。

○農業振興課

申出者、計画者もあるわけなので、こういう意見がありましたとお伝えしてからのこととなります。

○議長

ということなのですけれども、とにかく11件あるうちの今10件目が問題なのですね。今まで9までは異議なしで全部スムーズにきました。あと一件残っているのですけれども、多分これも、よく読んではいないのですけれども、問題ないのではないかなと。別の扱いとしてやってもらえたら、この返事がちゃんと返ってきてからでもいいのではないかなと。私も個人的にそう思ったのですけれども、皆さん、どう思いますか。

(賛成です。の声)

○議長

いいですかね。

(はい。の声)

○議長

ちょっと手を挙げて。

(挙手全員)

○議長

全員賛成ですね。では、そういうことで了承してくれますか。

○農業振興課

あくまでも様々な意見があったということを農協さんのほう、申出者のほうにはお伝えして、農協さんのほうがどういう取扱いをされるのかということの話を聞きながら進めさせていたきたいと思います。

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

この回答をくださいね、必ずね。要望しているのですから。

○議長

この会議が終わると、6月9日に除外の委員会があるのですね。あれは何といたしましたっけ。

○農業振興課

農振協議会です。

○議長

農振協議会か。そこで最終的な決定、こちらのほうは、入間市のほうは最終的な決定になるのかな。そこが了承しないと駄目なのですけども、ただ皆さん、こういう状況は、細かな状況は分かっていないのですね。ですから、それも今日出た意見を一緒につけて報告してもらおうかなとは思っているのですけれども。

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

回答するのでしょうか。

○議長

これね。

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

その後の会は。

○議長

そうです。

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

出るのでしょうか。だったら、農業委員会としては、今のところ、駄目ですとなっているわけだから、それを言ってもらえればいいのですよ。向こうだって、農業委員会のほうで無理だというものを通すわけじゃないですから、そうでなければ我々がやっている意味は全くないのですから。

○議長

農協と市に対して、この計画の練り直しといたしますか、をよく検討してから、そこを文書で出してくださいと。今回は通過しないと。

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

そうです。

○議長

ということでいいのかな。

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

そう言っているのではないですか、皆さんが。

○議長

どうですか。拒否ということで、今回は。出し直してくださいと。半年後になります。いいですかね。

（はい。の声）

○議長

反対の人はいますか。

○農業委員 1 1 番（吉川光彦君）

反対ではなくて、そういう措置はできるかな。イエス、ノーでぱっとできるかしら。

○農地利用最適化推進委員（平塚尚吾君）

私も吉川さんの意見と同じです。

○議長

今回はよく理解できないから、ちゃんと綿密な計画書をちゃんと出してよ。

○事務局

先ほど長谷川部長が言われましたとおり、分けて考えていただけるというようなお話なのですが、基本的には、議案第2号というのは、入間農業振興地域整備計画変更に係る農業委員会の意見ということで、聞かれているので、こういう意見があります。ありませんというので、お答えをするのですが、ただ市がやる計画ですので、それを意見を聞くということで、それから先に進んでしまうというのがありますし、ただここで止まるかという話もありますし、ただそこを止める権限は農業委員会にあるのかというのもございますので、そこら辺は、確かに通常の転用の関係で言えば、その辺詰まっていないともう1か月延

びるというのはあり得ますけれども、ただそれが6か月送ってしまっていていいものかというのまでは、要は取下げと同じことになると思うのですよ。今回の申出はしなかったと。

ただ、農協さんとしては、今回申出をするということにして、農業振興課さんのほうで、これはいけますということで受付をされていますので、通常の転用ということであれば、皆さんは、例えば運送会社の支店統合はそれはそれでということで、皆さん見ていただけますが、今回は内情がよく分かっているので、その辺がおかしいだろうというお話はあろうかと思うのですけれども、そういった通常の、例えば会社さんのと同じ考えで見ていただくような形が取れば一番よろしいかと思うのですけれども、ただその辺の内情の説明が皆さんにないので、駄目だというものを、ちょっとその部分が入っていると思いますけれども、今回ちょっとこれを除いていいものかというのは、要はもう一回、計画がない段階での、例えば10件とか、出てきているということであれば、それはそれでよかったのでしょうかけれども、11件で出ていますので、その辺何らかの答えをその中に含めなくては駄目だと思うのです。

例えば10件はいいと、多分地区で区切ってしまっていますので、地区というか、地図の中で、この部分はということでやっておりますので、その辺、農業振興課さんのほうで、その辺のことが大丈夫かというのも受けていますので、こちらのほうでは。JAさんのほうのものも、そのとおりでということで、聞いている中で、6日の会議というのも、その辺で、要はそちらのほうで問題を定める形になりますので、農業委員会の意見は駄目だったというお話で、その後どうなるかというのもありますので、ちょっとまとまらなくて申し訳ないのですけれども、現実的には、全体の計画をもっていいか悪いかというお話が、やはり根底にはあると思いますので、その辺一部だけを除いていいというと、それは取下げというか、そういう形を取らないと難しいのかなとは思っています。

○議長

継続審議というのはだめ。

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

今までそういうふうに来てきたから、間違える部分もあったわけですよ。そのところをはっきりすべきだと私は思うのです。今、部長の言ったことは正しいと思うのですよ。だって、これだけやっては無理がありますよというのを、なぜか一緒だからといってやらなくてはならないのか、そのこと自体がおかしい。それは強引に押しつけているにすぎない。こ

それは認めないわけにはいかないのだから。そのこと自体が傲慢だと私は思います。違うと思うのですよ。

だから、部長が言われるように11件あるけれども、どうも1件だけ難しい部分がある。もっと吟味する必要があるから保留して継続になるよねとか、そういう形にして、もっともっと突き詰めようよというのは当たり前であって、ただそれ以外の10件については、そのまま素直に認めてくださいというなら、それでいいわけですよ。そうでなければ、次のところだって迷いますよ、また。どうなっているの、これは。だから、中途半端な農業委員会の申請だよ、だからまずいので、農業委員会として意見ははっきり出しましょう、それをちゃんと。

○議長

もうちょっと分かりやすく言ってくれる。

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

えっ。

○議長

よく理解、頭の中でしていないもので。

はい、どうぞ。

○農業委員4番（増田恒治君）

私は、よく知らないのですが、直売所と金融は分けることはできないのですね。例えば直売所は今のところへ、例えばの話ですかね、ある程度やって、金融は安川通りか、扇台の富士見通りか、あの辺に出せば、ちょうど真ん中辺ですよと、そういう案というのは出ないものですかね。開発建築課ですか、そのほうで、そういう指導はできないのですか。

○農業振興課

農業振興課としましては、事業計画者が事業計画したものに対して農用地からの除外が可能かどうかというところを判断しますので、その事業計画書をあちらにしてください、こちらにしてくださいという意見は言えないと思うのです。

○議長

今ちょっと協議していますので、少し間休憩としますので。

休憩 午前11時 9分

○議長

それでは、再開いたします。

再開 午前 11 時 17 分

○議長

岩田さんは早退ということで……

10番はかなり時間がかかっていますので、取りあえず保留にしておきまして、次の11番を検討したいと思いますので、次に進みたいと思います。

細渕汎子委員の一時的な退席を解除いたします。

(7番 細渕汎子委員復席)

○議長

それでは次に、11番について説明をお願いします。

○農業振興課

議案番号11番について説明させていただきます。

資料は76ページからとなります。申出者は入間市となります。申出地につきましては、現在の入間市寺竹配水場の西側の畑、地番が大字寺竹字南内野〇〇〇番〇、259平方メートルです。地目は畑、除外の目的につきましては、敷地拡張を目的としたものです。

今回の事業計画は、入間市水道部で作成している「入間市新水道ビジョン」及び「入間市上下水道部防災計画」に基づくもので、この防災計画に定められております施設整備計画によりますと、市内の配水場、寺竹配水場を含め、寺竹配水場以外の5施設については、敷地面積が広大であり、災害時等の給水車への作業、活動に支障が出ない状態、また車両の待機場所も確保されている状態でございます。

しかし、寺竹配水場につきましては、敷地面積が狭いため、他5施設同様に活動場所や待機場所が確保されておらず、災害時の際に十分な活動が行えない状況であることから、寺竹配水場の敷地を拡張し、一体的な運営を目的としているものです。

85ページの土地利用計画図に示されておりますとおり、将来的には寺竹加圧場用地も含めた一体的な利用が検討されております。また、計画地から隣接農用地への雨水等の流出についてもブロックフェンスを設置することで対策をし、さらに計画地への建物の計画もないことから、日照による影響も生じません。

計画地の周辺は、北側一部の農用地を除いて、西側、東側につきましては、既に農用地から除外されている部分であります。また、北側農地につきましても、この計画に対して同意

をいただいております。

農業振興上、支障はないものと考えております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

これは緊急時に車に水を積んでくるやつ。

○農業振興課

はい。

○議長

どうですか。ご意見ありましたら。

(異議なし。の声)

○議長

ないようですので、次に移ります。

細渕さん、もう一回出てもらえるかな。

(7番 細渕汎子委員退席)

○議長

齋木さん、全体の意見をまとめるので。

(5番 齋木雅美委員退席)

○議長

再開します。

こんなふうにしたらどうかという意見を農業振興課と事務局で案を作りましたので、皆さん、今発表しますので、これで了承していただけるかどうかということで、よく聞いていただきたいと思います。

○事務局

それでは、農業委員会の考え方としまして、まとめさせていただきました。

農業委員会の意見としましては、10番の案件は除いて支障なしということで、10番の案件については、計画の再考を求めます。また、吉田委員さんから提出のありました、別紙の項目について回答願いますということで、まとめさせていただきましたが、以上でございます。

○議長

どうですか。

○農地利用最適化推進委員（田嶋正明君）

付け加えるのだよね、宮岡さんの交通量の話も。

○議長

さっきの吉田さんのところに。

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

これを基礎として、それぞれ追加してやってもらえればいいのですよ。

○議長

宮岡さんの意見とか、もう一人、誰だっけ。

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

記録見れば分かるでしょうから。

○議長

11項目の中にね。いいですか、今の事務局の説明で。

（はい。の声）

○議長

ということで、今の事務局の案は、要するに10番の案件、要するに農協は除いて支障なし。この会議の中から10だけは除く、支障なしと。

○事務局

10番以外は意見がないということで。

○議長

そうですね。10番は、とにかく会議の中ではいろいろ意見が出たもので、計画の再考をお願いします。さらに、吉田さんが出した7項目、4項目のことにちゃんと答えてもらうということですね。

○農地利用最適化推進委員（吉田竹雄君）

それ以外に出たものをプラスしてという意味ですよ。ちゃんと言ってくださいよ。プラスして加味する。どなたから出ていたか、ありますか。立地の問題だとか、そういうものがありましたね。

○事務局

もう一度読ませていただきます。

農業委員会の意見としては、10番の案件を除いて支障なし。10番の案件については、計画の再考を求めます。また、別紙の意見のほか、出た意見に対して文書での回答を願います。

以上です。

○議長

ただいまのことで、反対の人はいないですね。一応了解してもらおうということで、了解していただく方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

全員です。

ということで決定いたしました。

細渕さんと齋木さんの退席を解除いたします。

(5番 齋木雅美委員、7番 細渕汎子委員復席)

○議長

先ほど発表されましたように、ここで最適化推進委員は退席となります。

どうしてもいたいという人は傍聴席で傍聴してもらおうということでいいですね。

(農地利用最適化推進委員退席)

○議長

農業振興課の皆さんには、ここで退席いただいて、ありがとうございました。

(農業振興課職員退席)

○議長

それでは、再開いたします。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を議題といたしますが、1番から3番までは関連がございますので、一括審議とさせていただきたいと思います。ご異議ないですか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、1番から3番までを一括議題といたします。

担当9番、池谷昭二委員、説明を願います。併せて、推進委員の人は帰ってしまいましたので、推進委員さんの意見もあつたらお願いします。

○農業委員9番（池谷昭二君）

9番、池谷です。議案第3号、1番から3番を一括して説明させていただきます。

なお、議案書を読み上げさせていただきますが、件数が多いため、2番以降は一部読み上げを省略させていただきますと思います。

読み上げる部分は、譲渡人の住所、氏名、筆数、合計面積の3点とさせていただきます。

それでは、1番、当事者、譲受人、〇〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇〇〇〇〇一〇、〇〇、〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。宮寺字宮寺新田〇〇〇〇一〇、畑、2.45平米、同じく〇〇〇〇一〇、畑、43平米、同じく〇〇〇〇一〇〇、畑、165平米、同じく〇〇〇〇一〇〇、畑、26平米、同じく〇〇〇〇一〇〇、畑、45平米、合計281.45平米。申請理由、受人は農業経営の規模拡大を図るべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自119アール。

2番、譲渡人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一〇 〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇。2筆、165平米。

3番、譲渡人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇一〇 〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇。1筆、29平米。

先日、5月20日の日に譲受人である〇〇〇〇さんから電話にて耕作状況などを確認しました。申請地のある宮寺地区の岩田推進委員さんとは、同じく20日の日に一緒に現地を確認してまいりました。

〇〇〇〇さんは、お茶の栽培のため、市内金子地区に6筆、119アールの農地を所有、耕作しています。119アールの全て茶園でございますが、一部家庭菜園として栽培しております。耕作は、本人と〇〇〇、〇〇〇〇の計3名によって行われております。

農業機械につきましては、草刈り機1台、動噴1台、耕耘機1台、軽トラック1台等を所有しております。耕作に必要なものは一式保有しております。

申請地は、案内図のとおり宮寺の武蔵台団地の東側に位置しており、南向きの、ちょっと急斜面となっております。現在は耕天地ですが、許可後はミカンやユズなどの果樹栽培を予定しております。また、所有する金子地区の茶畑は適正に管理しており、今後申請地を耕作していくことに問題ないことを報告いたします。

また、岩田推進委員さんからは、現地確認のときに特に問題はないとの意見を伺っており

ます。

以上、農地の取得に対し問題ないと思われませんが、よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

○議長

どうもありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの議案第3号の1番から3番までは、農業経営規模拡大の農地の取得でございます。

本申請地における合計筆数は8筆、合計面積は475.45平米であります。議事録における譲受農地の土地の表示等は、巻末に議案書を添付することで対応させていただきます。

それでは、農地法第3条許可検討事項についてご説明申し上げます。

池谷委員さんより説明がありましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は150日以上であり、1番から3番までの申請地を含めた耕作面積は124アールとなり、50アールの下限面積要件にも合致します。

申請地の耕作状況は、現在、作付されていない畑ではありますが、許可後は果樹を植えて利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われま。

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

どうもありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたら、お願いいたします。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

全員賛成です。

本件は、許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について、1番を議題といたします。

担当7番、細渕汎子委員、説明をお願いします。併せて、宮寺・二本木地区推進委員からの意見等もありましたら、お願いします。

○農業委員7番（細渕汎子君）

7番、細渕です。1番についてご説明申し上げます。

借受人、〇〇〇〇〇—〇、〇〇〇、(株)〇〇〇〇。貸渡人、〇〇〇〇〇、〇〇、〇〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。宮寺小ケ谷後〇〇〇—〇、畑、637。申請理由、受人は、〇〇〇を営んでいるが、従業員のための駐車場が分散していることから、申請地へ駐車場を移転し、集約すべく申請する。摘要、駐車場。

提出された理由書を読み上げさせていただきます。一部抜粋して説明いたします。

弊社は、〇〇〇〇〇〇〇〇—〇にて昭和30年創業、昭和46年に現在の〇〇〇〇を設立し、各種〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の製造及び組立て等を行っている会社です。

当初は従業員が少なく、隣接の住宅敷地と工場敷地に業務用及び従業員の車両を停めておりました。近くに学校があることから、登下校中の安全に配慮が必要です。従業員増加により通勤車両の駐車スペースの問題が発生し、工場敷地に駐車できない車両は、近所付き合の延長から、庭先などを借り、分散して駐車しておりますが、早めの立ち退きを求められました。

工場敷地に納品車両が来たときは、敷地内の車両を空いているスペースに移動しておりますが、立て続けに車両が到着すると、やむを得ず道路にはみ出して停車し、荷下ろしをしてしまう場合もあります。至急、この状況を改善しなくてはならず、困惑していたところ、本橋氏から所有地の使用を勧めていただきました。申請地となる〇〇〇—〇は637平方メートルと希望どおりの広さで、6メートルの市道に面しており、工場敷地まで200メートル、駐車台数も十分に確保ができ、見通しがよく、安全に出入りのできる適切な場所です。

申請地は、来客用2台、業務用2台、従業員通勤用が17台、従業員2名増員予定分の合計23台を収容できる駐車場が計画できます。

弊社は、最寄り駅が近くになく、従業員の車通勤は必要不可欠であり、その他業務車両、来客時を考えてみましても、工場敷地に全車両を置くことは非常に困難であります。従業員

が分散して駐車場している通勤車両も1か所にまとめて駐車できる敷地として農地転用許可申請を行いたいと存じます。

何とぞご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

今回の申請は、理由書のとおり、申請地西側で借受人が営む製作所に通勤する従業員等のための駐車場が複数箇所に分散しているため、駐車場を移転、集約するものです。

5月20日に現地を確認してまいりました。また、田嶋推進委員さんは、19日に確認いただいております。案内図のとおり、申請地は宮寺小学校の南側の住宅地が広がる地域にある農地です。

今回の申請面積は637平方メートル、駐車場台数23台分と必要最低限のものであり、周辺農地も少なく、特に問題ないと思われま。

また、田嶋委員さんからは、特に問題ないとの意見を伺っております。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

ただいまの議案第4号の1番については、〇〇〇を営む借受人が駐車場を設置するための農地転用許可申請でございます。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ございません。

続きまして、農地法第5条、許可検討事項についてご説明申し上げます。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性について確認したところ、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができる」と認められないに合致いたします。

次に、一般基準について、あらかじめ事務局にて審査したところ、造成費等については、

いる状態です。

そのため、新たな資材置場を探したところ、仮置きさせてもらっている資材置場の西側の農地を借り受けることができることになったため、農用地区域からの除外後、農地転用許可申請を行うこととなりました。

なお、転用許可後は、借用している資材置場は返還いたします。

また、今回の申請に当たり、隣接農地所有者へ説明の上、了承をいただいております。

おおむね以上のような内容となります。

5月19日に法師推進委員とは別々に現地調査を行いました。申請地は、寺竹東桂の区域内で、農地の中に資材置場や工場などが点在する場所です。面積など必要最低限となっており、転用はやむを得ない箇所だと思います。

法師推進委員も同じ意見でしたが、ご審議くださるよう、よろしく願いいたします。

○議長

どうもありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

ただいまの議案第4号の2番については、〇〇〇を営む借受人が申請地へ資材置場を移転するための農地転用申請でございます。

申請地は、農用地区域内であったため、令和元年11月の農業委員会において、農業振興地域整備計画の変更の意見について審議し、「意見なし」と市へ回答いたしました。その後、令和2年5月15日付で、農用地区域から除外をされております。

都市計画法に関しましては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ございません。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性について確認したところ、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当いたします。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができる」と認められないに合致いたします。

次に、一般基準について、あらかじめ事務局にて審査したところ、造成費等については、〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか、一般基準についても、全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

先ほどちょっと1点、〇〇〇と説明してしまいましたが、正しくは〇〇〇です。失礼いたしました。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたら、お願いいたします。

(なし。の声)

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

ありがとうございます。全員賛成です。

本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、3番を議題といたします。

担当8番、中村亨委員、説明をお願いします。

○農業委員8番(中村 亨君)

8番、中村です。3番についてご説明申し上げます。

当事者、譲受人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇—〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇〇〇〇。
譲渡人、〇〇〇〇〇〇—〇〇—〇〇、〇〇、〇〇〇。土地の表示、地名、地番、地目、面積、平方メートルの順に申し上げます。木蓮寺登戸〇〇〇—〇、畑、581。申請理由、受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を営んでいるが、障害者を対象とした生活介護施設(生活介護事業所)を設置すべく申請する。摘要、生活介護施設(生活介護事業所)206.19平方メートル。理由書が添付されております。要約して説明します。

譲受人、株式会社〇〇〇〇〇〇〇は、〇〇〇において「〇〇〇〇〇〇〇〇〇」、〇〇〇において

「〇〇〇〇〇〇〇〇」を運営し、障害児童の日中一時支援や機能訓練等の支援をしておりますが、事業の対象年齢が18歳までであることから、成人後の日常介護、機能訓練、創作的活動等々をも引き続き支援してほしい、障害者を支えてほしいと施設利用者のご家族の方から強い要望がありました。身体障害者、知的障害者、精神障害者を対象とした介護施設を建設し、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）に基づく生活介護事業を立ち上げることになりました。

当該申請地は、施設を建設するのに十分な面積もあり、また木蓮寺の自然豊かな静かな環境が障害者にとり、心理的にも身体的にもよいと思われれます。職員たちの通勤にも便がよく、このように最適な場所は、当該申請地をおいてほかに見つかりませんでした。

建築工事及び施設運営の際には、周辺環境へ十分な配慮をし、慎重に対応してまいりますので、何とぞ寛容なるご許可を賜りますようお願い申し上げます。

5月19日に法師推進委員とともに現地調査を行いました。申請地は、案内図のとおり県道青梅入間線の南側で、農地の中に住宅が点在する地域です。申請地の北側、西側、東側とも住宅であり、南側だけが農地に面しています。転用しても近隣の農地に影響はないと思われれます。

法師推進委員も同じ意見でしたが、ご審議くださるよう、よろしくお願いたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

第4号の3番につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を営む譲受人が、障害者総合支援法に基づき生活介護施設を建設するための農地転用許可申請でございます。

都市計画法に関しては、同法第34条第1号「社会福祉施設」に合致し、開発許可相当と判断されております。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項についてご説明申し上げます。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性について確認したところ、10ヘクタールを超える集団農地であることから、第1種農地に該当します。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第1種農地の不許可の例外については、「申請に係

る農地を公益性が高いと認められる事業の中で、土地収用法その他の法律により土地を収容し、または使用することができる事業に供する場合」に合致いたします。

次に、一般基準について、あらかじめ事務局にて審査したところ、土地取得費、施設の建築費等については、〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇〇が添付されていることから、資金の調達については支障ないと判断できます。このほか、一般基準についても、全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地への悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたら、お願いいたします。

(なし。の声)

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

ありがとうございます。全員賛成です。

本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

次に、議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、1番を議題といたしますが、1番から2番までは関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、1番から2番までを一括議題といたします。

担当、4番、増田恒治委員、説明をお願いします。

○農業委員4番（増田恒治君）

4番、増田です。議案第5号の1番と2番について一括説明申し上げます。

当事者、土地の表示、地名、地番、地目、面積の順に申し上げます。

1 番、被相続人、〇〇〇〇。相続人、〇〇〇—〇—〇、〇〇、〇〇〇〇。地名、高倉二丁目、地番、〇〇〇—〇、地目、畑、4、171 平米。今後引き続き農業経営を行うことに関する申請事項、引き続き農業を行っている旨の証明。その他参考事項、相続開始年月日、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

2 番、被相続人、〇〇〇〇。相続人、〇〇〇—〇—〇、〇〇、〇〇〇〇。地名、高倉二丁目、地番、〇〇〇—〇、地目、畑、面積1、013 平米。今後引き続き農業経営を行うことに関する申請事項、引き続き農業を行っている旨の証明。その他参考事項、相続開始年月日、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

5月20日に現地確認と、ご本人が留守でしたので、〇〇〇〇から話を伺ってきました。また、山畑推進委員と一緒に確認していただいております。

申請地は、高倉寺の北東側に位置しており、耕作は申請者である、〇〇さんと〇〇さんの2名で行われています。現地は、2か所とも茶木が植えてあり、適正に管理されておりました。

また、山畑推進委員からは、特に問題はないとの意見を伺っております。

特に問題はないかと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

担当委員の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、3番を議題といたします。

担当、4番、増田恒治委員、説明をお願いします。

○農業委員4番(増田恒治君)

4番、増田です。議案第3号の3番についてご説明申し上げます。

当事者、土地の表示、地名、地番、地目、面積の順で申し上げます。

3番、被相続人、〇〇〇〇。相続人、〇〇〇〇—〇—〇、〇〇、〇〇〇〇。地名、春日

町二丁目、地番、〇〇〇—〇、地目、畑、面積4, 3 4 0 平米。今後引続き農業経営を行うことに関する申請事項、引き続き農業を行っている旨の証明。その他参考事項、相続開始年月日、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。

同じく5月20日に現地確認と、ご本人が留守でしたので、〇〇から話を伺ってきました。また、山畑推進委員とは、一緒に確認いただいております。

申請地は、春日町の入間ビレジの南に位置しており、耕作は申請者の〇〇さんと〇〇の主により2名で行われております。現地は、野菜畑となっております、適正に管理されておりました。

農機具についても耕耘機1台、軽トラック1台、その他管理に必要な農機具はそろっております。

また、山畑推進委員からは、特に問題はないとの意見を伺っております。

特に問題はないかと思われそうですが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長

どうもありがとうございました。

担当委員の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業委員会の決定について、1番を議題といたします。

担当、11番、吉川光彦委員、説明をお願いします。

○農業委員11番(吉川光彦君)

11番、吉川です。1番についてご説明を申し上げます。

当事者、借受人、〇〇〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇〇〇。貸付人、〇〇〇〇〇〇〇〇—〇〇—〇 〇〇〇、〇〇〇〇。利用権を設定する土地、大字、字、地番、地目、面積の順に申し上げます。宮寺中島〇〇〇〇—〇、畑、852、同じく〇〇〇〇—〇、畑、322、計1, 174。設定する利用権、利用権種類、内容、普通畑、設定期間、令和2年6月1日から令

和7年2月28日。借賃、なし。支払方法、なし。摘要、新規でございます。

株式会社〇〇〇〇〇〇は、複数の案件が既に農業委員会の利用権設定の議案として出されております。

所有する農機具は耕耘機、トラクター、トラック、ネギスコッパー、ラジコン動噴、定植機等々複数台、それぞれ所有されております。

各種野菜の作付が予定されており、案内図にありますように不老川の北の地区で、宮寺の大森地区で、その中の一画ということになります。周辺もほとんど〇〇〇〇〇〇の耕作地でございます。

5月20日、田嶋推進委員と現地確認をし、互いに利用権設定に問題はなしと共有いたしております。

以上、よろしくご審議くださるようお願いをいたします。

○議長

どうもありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進に関する基本的構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明願います。

○事務局

ただいまの議案第6号の1番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

利用権設定を行う借受申出人は、農業経営を行う一般の法人であり、解除条件を付して農地を借り受けるものでございます。

借受人の現在の経営面積は173アールであり、その農地を全て耕作しております。

今回新たに借り受ける農地の面積は1,174平米で、その農地を含めた経営面積は185アールとなり、農作業従事日数は150日以上でございます。

吉川委員さんから説明がありましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件である、農地全てを効率的に耕作すること、法人である場合は、業務執行役員のうち1人以上の者が耕作の事業に常時従事すること、かつ農地を適正に利用していない場合は貸借を解除する旨の条件が定められていることなどに合致しており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号 入間市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

まず初めに、議案書を読み上げさせていただきます。

議案第7号 入間市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任について。

別紙3のとおり。

それでは、説明に入らせていただきます。

まず初めに、農地利用最適化推進委員の担当区域及び担当区域の定数は、「入間市農業委員会の農地利用最適化推進委員委嘱に関する要綱」において、豊岡地区、東金子地区、藤沢地区、西武地区は、それぞれ1人。金子地区、宮寺・二本木地区が、それぞれ3人と定数が定められております。

以降の説明では、農地利用最適化推進委員は、推進委員と読み替えさせていただきます。

推進委員の担当区域の定数の合計10人の募集は、農業委員の募集と併せて行い、募集の案内は令和2年2月発行の農業委員会だより、市報2月1日号、市公式ホームページにおいて周知を行いました。

推薦・公募の申込み受付は、令和2年2月25日から3月30日までの期間で行いました。

この募集により10名の方の推薦がありました。推薦された方の推薦する担当区域は、それぞれ募集する担当区域の定数と各地区同数でありました。別紙3の「農地利用最適化推進委員候補者一覧」のとおりでございます。

なお、応募した方はおりませんでした。

次に、推進委員の選任については、農業委員会等に関する法律第17条第2項において、農業委員会が、推進委員を委嘱しようとするときは、担当する区域を定め、委嘱すると規定されております。

このため、委嘱する推進委員の選考は、地区単位に行うこととなりますが、担当区域ごとの推薦者数は、豊岡地区1名、東金子地区1名、金子地区が3名、宮寺・二本木地区3名、藤沢地区が1名、西武地区が1名と、各地区とも担当区域の定数と同数でした。

また、同法第19条第3項において、農業委員会は、推進委員の委嘱に当たっては、推薦及び募集の結果を尊重しなければならないとの規定がございますので、別紙3のとおり、推薦のあった方を次期の推進委員として選任、決定することについてご審議いただきたく、お願いするものでございます。

以上、説明でございます。

○事務局

1点ちょっと訂正をお願いいたします。

別紙3の金子地区の大間雅嗣委員の名前なのですが、大の字は点が入りますので、申し訳ありません。太いという字に直していただければと思います。

○議長

ただいま事務局より説明がありましたとおり、豊岡地区、東金子地区、金子地区、宮寺・二本木地区、藤沢地区、西武地区の農地利用最適化推進委員の選任を行います。

以上の6地区とも、委員定数と候補者が同数であることから、各地区の候補者を農地利用最適化推進委員として選任することとしたいと思いますが、質疑等ありましたら、お願いいたします。いいですか。

(なし。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○議長

ありがとうございました。全員賛成です。

つきましては、豊岡地区は山畑義行氏を、東金子地区は堀井正信氏を、金子地区は太間雅

嗣氏、野村雅紀氏、吉田竹雄氏の3名を、宮寺・二本木地区は岩田幸三郎氏、中村郁夫氏、中村義男氏の3名を、藤沢地区は清水裕司氏を、西武地区は宮岡康光氏を、以上6地区、計10名を入間市農業委員会農地利用最適化推進委員として選任することに決定いたしました。

なお、農地利用最適化推進委員への委嘱については、7月20日開催の第8回農業委員会総会において委嘱式を行い、同日付で委嘱いたします。

それでは、報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出については1件、同法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については3件、同法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については10件、それぞれ入間市農業委員会事務局事務専決規程第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号及び第3号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は全て終了いたしましたので、委員会を閉会し、協議会に切り替えます。

閉会 午後 0時10分